

生活保護法に基づく指定医療機関に対する行政処分について

生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号。以下「法」という。）第51条第2項第4号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、以下のとおり指定医療機関に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

1 対象医療機関

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 医療機関名称 | 医療法人社団駒込の歯医者さん 駒込デンタルオフィス |
| (2) 医療機関所在地 | 東京都豊島区駒込二丁目3番3号 駒込北口ビル1階 |
| (3) 開設者名 | 医療法人社団駒込の歯医者さん |
| (4) 開設者所在地 | 東京都豊島区駒込二丁目3番3号 駒込北口ビル1階 |
| (5) 管理者名 | 山本 将弘（やまもと まさひろ） |
| (6) 初回指定年月日 | 平成26年7月1日 |

2 行政処分の内容

指定医療機関（法第49条）の指定の取消し

3 指定の取消し年月日

令和5年10月11日

4 指定取消しに至った経緯及び事由

福祉事務所からの情報提供により、当該医療機関に対して診療報酬の請求に係る不正又は著しい不当の疑いが生じたため、法第54条に基づき、令和5年3月30日、4月27日、5月29日及び6月28日の計4日間の検査を実施した。

検査において、診療報酬の請求に係る不正（架空請求及び付増請求）が認められた。

このことは、法第51条第2項第4号の規定に定める、指定医療機関の指定の取消事由に該当するため、指定の取消しを行った。

5 検査において判明した不正・不当事項

- ・実際には行っていない診療を行ったとして、診療報酬の不正請求を行っていた（架空請求）。
- ・実際に行った診療に行っていない診療を付け増して、診療録に不実記載し、診療報酬の不正請求を行っていた（付増請求）。
- ・算定要件を満たしていないにもかかわらず、診療報酬の不当な請求を行っていた（不

当請求)。

- (1) 金額 金 3, 797, 810 円 (返戻済み 5, 390 円を含む。)
- (2) 内訳 平成 29 年 1 月から令和 5 年 4 月までの診療分 (合計 15 人分)

6 その他

法第 49 条の 2 第 4 項において準用する同条第 2 項第 4 号及び第 9 号 (中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、取消しの日から起算して 5 年を経過しない期間においては、医療法人社団駒込の歯医者さんを開設者又は山本将弘を開設者若しくは管理者とする医療機関に対しては、法第 49 条 (中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定による指定医療機関の指定を行わない。

(問合せ先)

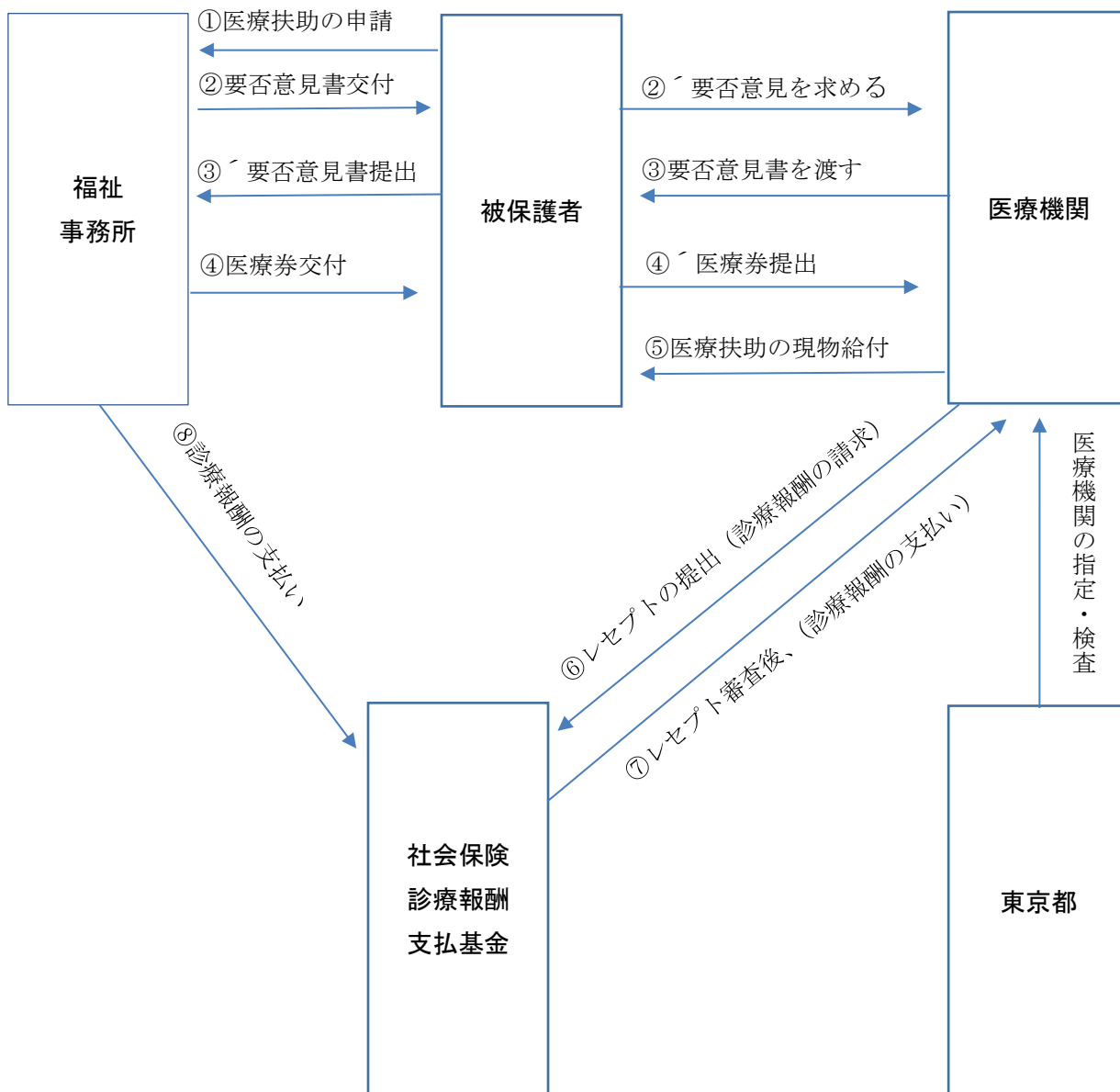
- ・ 処分及び指定医療機関について
東京都福祉局生活福祉部保護課
電話 03-5320-4065 (直通)
- ・ 検査結果について
東京都福祉局指導監査部指導第一課
電話 03-5320-4074 (直通)

(参考)

<指定医療機関>

生活保護法上の保護の種類のうち、医療扶助は、現物給付を原則としています。医療扶助のための医療を担当する医療機関は申請により都道府県知事の指定を受けるとされており（法第49条）、指定を受けた者を指定医療機関といいます。

<医療給付の流れ>



(参考) 関係法令

生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）

(医療機関の指定)

第49条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

(指定の申請及び基準)

第49条の2 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

一から三まで (略)

四 申請者が、第51条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五から八まで (略)

九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第二号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

3 (略)

4 前三項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第一項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第三項において同じ。）」と、第二項第一号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

(指定の辞退及び取消し)

第51条 (略)

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一から三まで (略)

四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

五から十まで (略)

(報告等)

第54条 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）

(支援給付の実施)

第14条 (略)

1から3まで (略)

4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。